

# 輸送の安全を実現するための方針《平成30年度》 2018.4.1～2019.3.31

## 1.輸送の安全に関する基本方針

当社は業務の遂行において、品質・サービスに関する顧客要求事項、コンプライアンスを常に認識し、輸送の安全性向上を最重要課題とし、運輸安全マネジメントシステムを構築・運用のうえ全社員で事故撲滅に取り組んで参ります。

- 1-1 「輸送の安全が最優先」という意識を以って、輸送の安全性向上に取り組む。
- 1-2 「安全は最大の顧客満足」という意識を以って、安全の確保及びサービス向上に努める。
- 1-3 事故事例、ドライブレコーダーによる映像を有効に活用し、交通事故防止に努める。

## 2.社内への周知方法

事務所及び乗務員休憩室に掲示

## 3.輸送の安全に関する目標(平成30年度)

- 3-1 今年度の交通事故 数値目標
- |            |     |                       |
|------------|-----|-----------------------|
| (1) 重大事故発生 | 0 件 | (自動車事故報告規則第2条に規定する事故) |
| (2) 人身事故発生 | 0 件 |                       |
| (3) 物損事故発生 | 0 件 |                       |

## 4.輸送の安全に関する目標の達成状況(平成29年度)

- 4-1 昨年度の交通事故 数値目標
- |            |     |                       |
|------------|-----|-----------------------|
| (1) 重大事故発生 | 0 件 | (自動車事故報告規則第2条に規定する事故) |
| (2) 人身事故発生 | 0 件 |                       |
| (3) 物損事故発生 | 0 件 |                       |
- 4-2 昨年度の交通事故に対する実績
- |            |     |                          |
|------------|-----|--------------------------|
| (1) 重大事故発生 | 0 件 | 達成 (自動車事故報告規則第2条に規定する事故) |
| (2) 人身事故発生 | 0 件 | 達成                       |
| (3) 物損事故発生 | 1 件 | 未達成                      |

## 5.輸送の安全に関する教育及び研修計画

別表「年間安全行動実施計画表」通り

項目	内 容	実施予定
教育・研修等の実施	安全会議の実施	毎月
	国交省告示1366号乗務員教育	毎月
	安全運転ドライバー講習会	年4回
	省エネ運転研修会	年2回
	安全パトロール及び添乗指導教育	随時
事故検証再発防止委員会の開催(事故発生者等)		随時

## 6.目標達成のための重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最重要であるという意識を徹底し、関係法令事項を確実に遵守します。
- (2) 「輸送安全目標」を達成するために、「安全行動実施計画」を作成します。
- (3) ドライブレコーダー等安全性に配慮した車両等の導入を積極的に努めます。
- (4) 運転者が安全への意識の啓蒙を図るため、「優良運転者表彰制度」を導入します。
- (5) 輸送の安全に関する教育訓練及び研修を具体的に計画し、これらを的確に実行します。
- (6) 「運輸安全マネジメントシステム」の運用結果、改訂内容をホームページにて公開します。

## 7.当社の事故に関する情報

自動車事故報告規則	事 故 情 報	2017年4月～2018年3月
	事 故 内 容	件数
一号	自動車が転覆、転落し火災を生じた事故	0
一号	踏切に於いて鉄道車両と衝突、接触した事故	0
二号	死者が生じた事故	0
二号	自動車損害賠償法令施行令第五条第二項に掲げる傷害が発生した事故 : ★1	0
二号	自動車損害賠償法令施行令第五条第三項に掲げる傷害が発生した事故 : ★2	0
三号	自動車の積載された危険物、火薬類、高圧ガス、核物質等が飛散又は漏洩した事故 : ★3	0
五号	運転者の疾病により、事業用自動車の運転継続が不可能になった事故	0
六号	自動車の装置(★4)の故障により、自動車の運行が出来なくなった事故	0
七号	その他、自動車事故の発生防止を図るため国土交通大臣が特に必要と認めて指示した事故	0
合 計		0

- ★1: 脊椎の骨折で脊椎を損傷したと認められる症状を有するもの／上腕又は前腕の骨折で合併症を有する者／大腿又は下腿の骨折／内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの／十四日以上入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの
- ★2: 脊椎の骨折(★1の傷害を除く)／上腕又は前腕の骨折(★1の傷害を除く)／内臓の破裂(★1の傷害を除く)／病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの(★1の傷害を除く)／十四日以上病院に入院することを要する傷害(★1の傷害を除く)
- ★3: 詳細は、自動車事故報告規則第2条三号を参照
- ★4: 原動機及び動力伝達装置／車輪及び車両、そしてその他の走行装置／操縦装置／ばねその他の緩衝装置／燃料装置及び電気装置／車枠及び車体／連結装置／乗用装置及び物品積載装置／全面ガラスその他の窓ガラス／消音機その他の騒音防止装置／ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置／前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯、その他灯火装置及び反射器／警音器その他の警報装置／方向指示器その他の指示装置／後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置／速度計、走行距離計その他の計器／消火器その他の防火装置／内圧容器及びその付属装置／その他政令で定める特に必要な自動車の装置

## 8.輸送の安全に係る行政処分・講じた措置等に関する情報

行政処分・講じた措置等 : なし